

平成 25 年 8 月 21 日
健康部保健予防課

平成 25 年度予防接種事業について

予防接種は、感染症による感染、発病や重症化予防および感染症のまん延予防などを目的とし、感染症対策として最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、予防接種法に基づいて区市町村が行う定期予防接種および法律に基づかない任意予防接種がある。

1 定期予防接種

定期予防接種対象疾病は、以前から定められているジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、結核（BCG）、インフルエンザ（高齢者）に加え、25年度から子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌が追加された。

[平成 25 年度から新たに定期となった予防接種]

種類	対象年齢	予防接種票送付時期
子宮頸がん（HPV感染症）予防ワクチン	小学 6 年生から高校 1 年生の女子	中学 1 年生に相当する 4 月 ※厚生労働省の通知により、積極的勧奨を差し控えている。
ヒブ（初回 3 回、追加 1 回）	生後 2 か月から 60 か月（5 歳）に至るまで	生後 2 か月（初回 3 回）、 生後 11 か月（追加 1 回）
小児用肺炎球菌（初回 3 回、追加 1 回）	生後 2 か月から 60 か月（5 歳）に至るまで	生後 2 か月（初回 3 回）、 生後 11 か月（追加 1 回）

2 任意予防接種

練馬区では、みずぼうそう、おたふくかぜ、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用助成を行っている。また、平成 25 年 3 月 22 日から先天性風しん症候群対策事業を行っている。

[みずぼうそう、おたふくかぜワクチンの助成]

1 回 3,000 円を助成している。

種類（助成回数）	助成対象年齢	予防接種票送付時期
みずぼうそう（2 回）	1 歳以上 3 歳未満	生後 11 か月になる月
おたふくかぜ（1 回）	1 歳以上 3 歳未満	生後 11 か月になる月

[先天性風しん症候群対策事業]

先天性風しん症候群とは、妊婦、特に妊娠初期の女性が風しんにかかることで、風しんウイルスに感染した胎児に起こる難聴、心疾患、白内障、精神運動発達遅延などの障害を言う。

先天性風しん症候群を防ぐため、麻しん風しん混合（MR）ワクチンまたは、風しん（単抗原）ワクチン1回接種分を全額助成している。

(1) 対象者

19歳以上で、原則として風しんにかかったことがなく、また、風しんの予防接種を受けたことのない方で、①または②に該当する方

- ① 妊娠を予定または希望している女性（妊娠している方は除く）
- ② 妊娠している女性の夫

(2) 接種期間

- ①の方は、平成25年3月22日～26年3月31日
- ②の方は、平成25年3月22日～25年9月30日

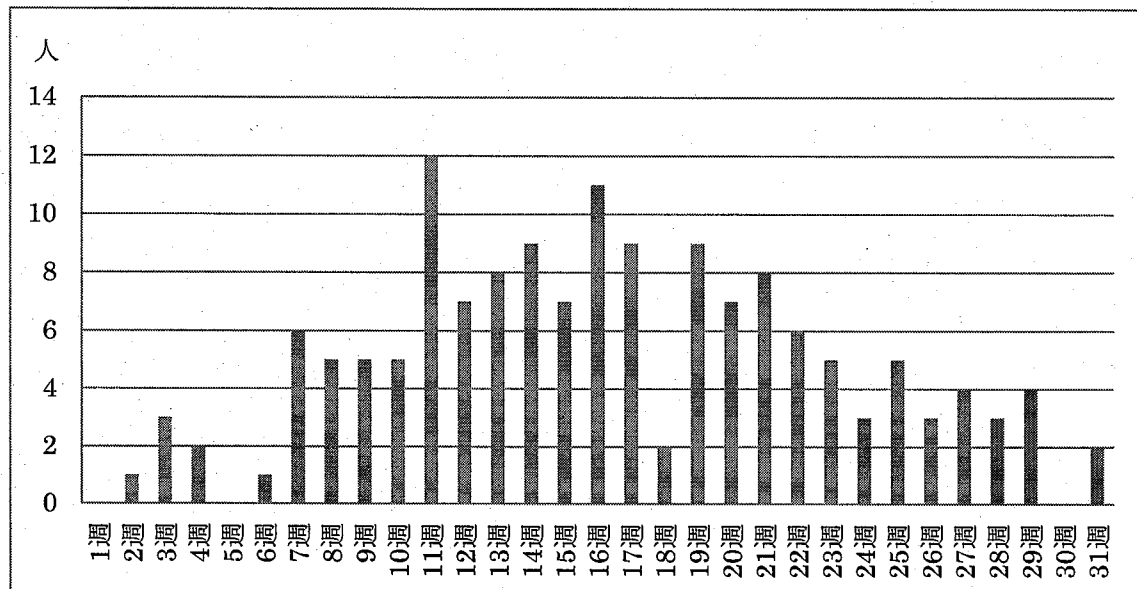
(3) 予防接種票の発行

対象者から申請を受け、予防接種票を発行する。

(4) 予防接種票発行実績（平成25年3月22日～7月31日）

女性	男性	計
4,586人	1,641人	6,227人

(5) 平成25年区内風しん患者発生数



※平成21～23年は、風しん患者の発生はない。